

第15回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和6年9月9日（月）午後1時30分 開会					
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室					
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者					
		1番	米廣 勝	出	2番	野見幸雄	出
		3番	松原利志	出	4番	米原章太郎	出
		5番	山本雅之	出	6番	本田 博	出
		7番	村岡幸枝	出	出席 7人		
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者					
		吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出
		井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人	
4	欠席委員	なし					
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉 主事 福松勇希					
6	議事録署名委員	1番 米廣 勝 委員 2番 野見 幸雄 委員					
7	議事内容等	(1) 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請書について（中津） (2) 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請書について（穴鴨） (3) 議案第47号 農用地利用集積等促進計画案について (4) 議案第48号 非農地証明申請書について（山田） (5) 議案第49号 非農地証明申請書について（山田）					
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について					
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和6年10月総会 10月10日（木）午前9時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他 中間管理事業による利用権設定について 全国農業新聞の購読について					
11	閉会	午後3時00分					

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 15 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、こんにちはご苦労様です。 さて稲刈りが始まりましたが、農協の示す概算金が出ました。きぬむすめで 60 kg 16、500 円とだいぶ上がりました。これが小売価格にどう影響するのか。農家にとってはいいことだが気になるところです。現時点で聞いた状況を申し上げると作柄についてもいいようで、こんなに暑いのに収量は落ちていないし悪くない。「良いんじゃない」という感想を持っています。農家として農地を守っていく気概が高まればいいなと思っています。 それでは今月もよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、7 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、1 番 米廣 勝 委員、2 番 野見幸雄 委員 を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 4 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（中津）	
議長	「議案第 4 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（中津）」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは、「議案第 4 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（中津）」を説明させていただきます。 議案書の 1 ページを開いていただきたいと思います。

	【議案書の朗読、資料の説明】 案件は、中津地内の畑でございます。 本案件につきましては、申請農地は、譲渡人が維持管理を続けていたが、高齢となり今後の耕作を継続することが難しくなり、農地を承継する先を探していたところ知人である譲受人へ譲渡することとなり、本申請に至ったものでございます。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第４５号 農地法第３条の規定による許可申請書について（中津）について、ご意見、ご質問はありませんか。
７番農業委員	中津は集落に今だれも住んでいないし、野菜を植えても獣害の心配があるが大丈夫だろうか
事務局	現地を確認にあがったところ、ネットを張り草刈りがしてありました。農地として利用される意志はお持ちであるようにみられました。
議長	ご意見はありませんか。 無いようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、議案第４５号 農地法第３条の規定による許可申請書について（中津）について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 《議長》 それでは、議案第４５号 農地法第３条の規定による許可申請書について（中津）は承認されました。
議長	暫時休憩します。
【暫時休憩中】	
議長	再開します。
(2)議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請書について（穴鴨）	
議長	「議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請書について（穴鴨）」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請書について（穴鴨）」を説明させていただきます。 １８ページの議案書を開いていただきたいと思います。 【議案書の朗読し申請書の説明】 本件につきましては、譲渡人は大阪市に在住の方で、現在は利用権設定により申請地の耕作を続けていたが、このたび申請人の親族である譲受人に承継することで

	話がまとまり権利移動することとなったものでございます。 以上、議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請書について（穴鴨）の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 これより質疑を受けます。 議案第４６号についてのご意見、ご質問はありませんか。
４番農業委員	現在利用権設定されているということであるが、耕作されている方は承知をしておられるか。
事務局	譲受人に確認したところ耕作者も承知をしており、継続して作ってもらうように話をされているようです。
議長	それでは、現在の相対の利用権設定を解除して、新たに中間管理事業による利用権設定の手続きをしていただくように譲受人に説明してください。
議長	そのほかはありませんか。 それでは、議案第４６号について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、議案第４６号農地法第３条の規定による許可申請書について（穴鴨）は承認されました。
議長	暫時休憩します。
【暫時休憩中】	
議長	再開します。
(3)議案第４７号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第４７号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第４７号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の３６ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業第１８条第１項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第１９条第３項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第１８条第５項の各要件である、

	1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第４７号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 一つ補足で申し上げます。計画の中にある梨の果樹団地については、契約の更新にあたり農業委員会が関わりを持っています。協議の場や契約地の確認の際には会長や地区農業委員推進委員も参加しております。事務局も事務的な部分で支援をしているところです。私が会長になる前からずっと続けられており、最初の立ち上げの段階から関わりを持っているものと思っています。委員のみなさんご承知ください。 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第４７号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第４７号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
(4)議案第４８号 非農地証明申請書について（山田） (5)議案第４９号 非農地証明申請書について（山田）	
議長	「議案第４８号 非農地証明申請書について（山田）」を議題とします。 なお、本議案は次の議案第４９号と関連がありますので併せて審議を行います。 事務局は議案第４８号、議案第４９号の説明を行ってください。
事務局	それでは「議案第４８号 議案第４９号 非農地証明申請書について（山田）」を説明させていただきます。 議案書の４４ページを開いていただきたいと思います。

	【議案書の朗読】 本申請について説明させていただきます。 申請人は遠方に在住で財産の処分を行うにあたり確認をされ、現況が山林、道路となっている農地について登記名義別に申請をいただいたものです。議案第４８号が申請者と子二人の共有名義、議案４９号が申請人の名義となっております。 現況山林が１筆、現況道路が６筆で、現況山林は手がかけられず荒れた状態となり、現況道路は以前に道路用地として提供されて現在にいたっているものでございます。現況道路については地籍調査事業により現地確認不能-現況道路として処理されて現在の公図上に地番に表示はされておきませんので、地籍調査前の旧公図によりその位置を確認しました。 現地の確認は事務局の方で行いしましたが、それぞれ山林、道路となっていることを確認したところです。 非農地証明の対象とする条件としましては、現地確認を行った結果、現況山林については③の耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で農地への復旧が困難な土地」現況道路については④の「人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に２０年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる」ものに該当すると判断したところでありまして、非農地証明の判断は「非農地」としております。 以上、議案第４８号 第４９号 非農地証明申請書について（山田）の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました これより質疑に入りますが、質疑につきましても関連がありますので２議案について併せて質問を受けます。 議案第４８号 議案第４９号 非農地証明申請書について（山田）についてご意見ご質問などありませんか。 【意見無の声】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 それではまず初めに議案第４８号について、非農地と判断することを承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、議案第４８号非農地証明申請書について（山田）は承認されました。 続きまして、議案第４９号について非農地と判断することを承認される方は挙手をお願いします。

	【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、議案第４９号非農地証明申請書について（山田）は承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、引き続き、第６の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告（１）農地法第３条の３第１項の規定による届出につきましては、６件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告（２）の農地法第１８条第６項の規定による通知書につきましては、１件の合意解約の届出が出ております。解約をして新たに農地中間管理事業による利用権設定をされる予定です。 報告事項は以上でございます。 よろしく願いいたします。
議長	続いて、第７のその他に入ります。 (1) 令和６年１０月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 10月10日（木）午前９時からの開会を予定します。 会場は、第２会議室です (2) その他 農業者年金の加入推進について
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午後３時００分】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月9日

議 長

(記名)

議事録署名委員

1 番 農業委員

(記名)

2 番 農業委員

(記名)
